

岩手県いじめ問題対策連絡協議会条例をここに公布する。

平成27年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第71号

岩手県いじめ問題対策連絡協議会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項の規定に基づき、岩手県いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、教育関係団体の役職員又は学識経験のある者のうちから知事が委嘱する委員及び知事が別に定める関係行政機関の長又はその指名する職員である委員をもって組織する。

2 教育関係団体の役職員又は学識経験のある者のうちから知事が委嘱する委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、知事が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。